

2019年4月1日以降に出願審査請求・国際出願をする案件を対象に

新たな特許料等の減免制度を開始します

減免対象者を拡大します

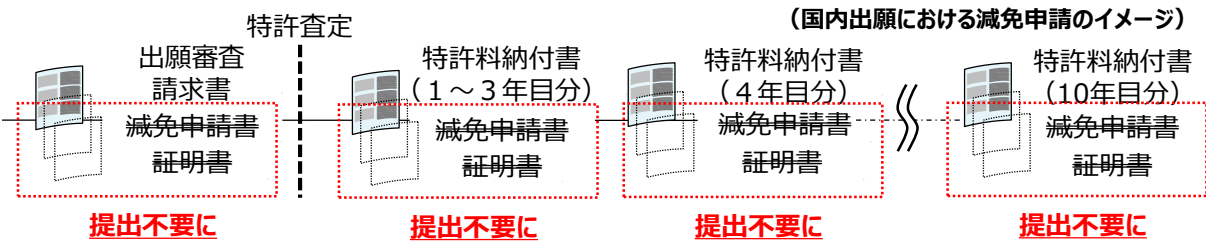
対象者	軽減率	
	出願審査請求料、特許料1～10年分	国際出願に関する手数料
中小企業※	軽減なし ⇒ 1/2 に軽減	軽減なし ⇒ 1/2 に軽減
法人税非課税中小企業※	1/2 に軽減	軽減なし
研究開発型中小企業※	1/2 に軽減	軽減なし ⇒ 1/2 に軽減
小規模・中小ベンチャー企業※	1/3 に軽減	1/3 に軽減
福島特措法の認定中小企業※	1/2 に軽減 ⇒ 1/4 に軽減	軽減なし ⇒ 1/4 に軽減
大学等研究者、大学、高等専門学校、TLO、試験研究独立行政法人、公設試験研究機関、試験研究地方独立行政法人等	1/2 に軽減	軽減なし ⇒ 1/2 に軽減
生活保護受給者、市町村民税非課税者	出願審査請求料、特許料1～3年分：免除 特許料4～10年分：1/2 に軽減	軽減なし
所得税非課税者、事業税非課税者	1/2 に軽減	軽減なし

※ 各対象者については、それぞれ要件が異なります。詳しくは、2ページ目以降をご確認ください。

□…変更部分
□…変更なし

減免申請手続を大幅に簡素化します

- 2019年4月1日以降に出願審査請求を行う案件については、**減免申請書や証明書を提出しなくとも、出願審査請求書又は特許料納付書へ「減免を受ける旨」と「減免申請書の提出を省略する旨」の記載をすれば減免申請が可能**となります。
- 国際出願における軽減申請手続においても、証明書の提出が不要となります。



詳しくは、2ページ目以降をご確認ください

1. 中小企業（法人）を対象とした軽減措置

中小企業

要件1 ①以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

	業種	従業員数	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下	3億円以下
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下
ハ	サービス業（ヘ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下	5,000万円以下
ニ	小売業	50人以下	5,000万円以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下	3億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト	旅館業	200人以下	5,000万円以下

または

②以下のいずれかに該当するもの

- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会
- ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会※1
- ・特定非営利活動法人※2

要件2 大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと※3

研究開発型中小企業

要件1 中小企業の要件1を満たしていること

要件2 ①試験研究費等比率が収入金額の3%超

または

②以下のいずれかの事業等の成果に関する特許発明又は発明（計画・事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたもの）

- ・中小企業技術革新制度（SBIR）の補助金等交付事業
- ・承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業
- ・認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業
- ・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画における特定研究開発等

または

③以下のいずれかの計画に従って承継した特許権又は特許を受ける権利に関する特許発明又は発明

- ・承認経営革新計画
- ・認定異分野連携新事業分野開拓計画
- ・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画

措置 内容

<国内出願>

出願審査請求料 : 1/2に軽減
特許料（1～10年） : 1/2に軽減

<国際出願>

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料 : 1/2に軽減
予備審査手数料 : 1/2に軽減
国際出願手数料 : 納付金額の1/2相当額を交付
取扱手数料 : 納付金額の1/2相当額を交付

※1 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるものに限り、ます。

※2 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については100人）以下のものに限り、ます。

※3 大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないことは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。

- ・ ア、単独の大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
- ・ イ、複数の大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

1. 中小企業（法人）を対象とした軽減措置

法人税非課税中小企業

- 要件 1** 資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- 要件 2** 法人税が課されていないこと
- 要件 3** 他の法人に支配されていないこと※

措置内容

<国内出願>

- 出願審査請求料 : **1/2**に軽減
- 特許料（1～10年） : **1/2**に軽減

- ※ 他の法人に支配されていないことは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。
- ア、申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
 - イ、申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

小規模企業

- 要件 1** 従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の法人であること
- 要件 2** 大企業（**中小企業**の**要件 1**を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと※1

中小ベンチャー企業

- 要件 1** 設立後10年を経過しておらず資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- 要件 2** 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと※2

措置内容

<国内出願>

- 出願審査請求料 : **1/3**に軽減
- 特許料（1～10年） : **1/3**に軽減

<国際出願>

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

- 送付手数料・調査手数料 : **1/3**に軽減
- 予備審査手数料 : **1/3**に軽減
- 国際出願手数料 : 納付金額の**2/3**相当額を交付
- 取扱手数料 : 納付金額の**2/3**相当額を交付

- ※1 大企業（**中小企業**の**要件 1**を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないことは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。
- ア、単独の大企業（**中小企業**の**要件 1**を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
 - イ、複数の大企業（**中小企業**の**要件 1**を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
- ※2 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないことは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。
- ア、単独の大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
 - イ、複数の大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づいて事業を行う中小企業

- 要件 1** **中小企業**の**要件 1**を満たしていること
- 要件 2** その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第83条に規定する認定重点推進計画に基づき同法第81条第2項第4号に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の15市町村）において行う事業の成果に係るものであること
- 要件 3** 認定重点推進計画の期間の終了の日（2021年3月31日）から起算して2年以内に出願されたもの

措置内容

<国内出願>

- 出願審査請求料 : **1/4**に軽減
- 特許料（1～10年） : **1/4**に軽減

<国際出願>

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

- 送付手数料・調査手数料 : **1/4**に軽減
- 予備審査手数料 : **1/4**に軽減
- 国際出願手数料 : 納付金額の**3/4**相当額を交付
- 取扱手数料 : 納付金額の**3/4**相当額を交付

2. 中小企業（個人事業主）を対象とした軽減措置

中小個人事業主

要件 以下の「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること

	業種	従業員数
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下
ロ	卸売業	100人以下
ハ	サービス業（ヘ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下
ニ	小売業	50人以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
ト	旅館業	200人以下

研究開発型個人事業主

要件 1 中小個人事業主 の **要件** を満たしていること

要件 2 ①試験研究費等比率が収入金額の3%超

または

②以下のいずれかの事業等の成果に関する特許発明又は発明（計画・事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたもの）

- ・ 中小企業技術革新制度（SBIR）の補助金等交付事業
- ・ 承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業
- ・ 認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業
- ・ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画における特定研究開発等

または

③以下のいずれかの計画に従って承継した特許権又は特許を受ける権利に関する特許発明又は発明

- ・ 承認経営革新計画
- ・ 認定異分野連携新事業分野開拓計画
- ・ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画

措置 内容

＜国内出願＞

出願審査請求料 : 1/2に軽減

特許料（1～10年） : 1/2に軽減

＜国際出願＞

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料 : 1/2に軽減

予備審査手数料 : 1/2に軽減

国際出願手数料 : 納付金額の1/2相当額を交付

取扱手数料 : 納付金額の1/2相当額を交付

事業税非課税の個人事業主

要件 事業税が課されていないこと

措置 内容

＜国内出願＞

出願審査請求料 : 1/2に軽減

特許料（1～10年） : 1/2に軽減

Q&A

Q 新減免制度は、外国の出願人も適用対象になるのでしょうか？

A 要件を満たしていれば、外国の出願人も新減免制度の適用対象になります。

Q 出願人の要件は、いつの時点で判断すればよいのでしょうか？

A 減免申請時（すなわち、出願審査の請求時、又は特許料納付時）において判断していただくことになります。

Q 出願審査請求書や特許料納付書を特許庁へ提出した後、事後的に減免申請を行うことは可能でしょうか。

A 減免申請は出願審査請求書又は特許料納付書の提出と同時にに行わなければならない、事後的に減免申請を行うことはできません。

2. 中小企業（個人事業主）を対象とした軽減措置

小規模個人事業主

要件 従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）であること

ベンチャー個人事業主

要件 事業開始後10年を経過していないこと

措置 内容

<国内出願>

出願審査請求料 : 1/3に軽減
特許料（1～10年） : 1/3に軽減

<国際出願>

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料 : 1/3に軽減
予備審査手数料 : 1/3に軽減
国際出願手数料 : 納付金額の2/3相当額を交付
取扱手数料 : 納付金額の2/3相当額を交付

福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づいて事業を行う個人事業主

要件1 **中小個人事業主** の **要件** を満たしていること

要件2 その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第83条に規定する認定重点推進計画に基づき同法第81条第2項第4号に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の15市町村）において行う事業の成果に係るものであること

要件3 認定重点推進計画の期間の終了の日（2021年3月31日）から起算して2年以内に出願されたもの

措置 内容

<国内出願>

出願審査請求料 : 1/4に軽減
特許料（1～10年） : 1/4に軽減

<国際出願>

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料 : 1/4に軽減
予備審査手数料 : 1/4に軽減
国際出願手数料 : 納付金額の3/4相当額を交付
取扱手数料 : 納付金額の3/4相当額を交付

3. 個人を対象とした減免措置

生活保護受給者

要件 生活保護を受けていること

市町村民税非課税者

要件 市町村民税が課されていないこと

措置 内容

<国内出願>

出願審査請求料 : 免除
特許料（1～3年） : 免除
特許料（4～10年） : 1/2に軽減

所得税非課税者

要件 所得税が課されていないこと

措置 内容

<国内出願>

出願審査請求料 : 1/2に軽減
特許料（1～10年） : 1/2に軽減

4. 大学・試験研究機関などを対象とした軽減措置

大学等研究者

❗ 職務発明要件は不要になりました。

要件

- ①大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手又はその他の職員のうち専ら研究に従事する者
または
②高専の校長、教授、准教授、助教、講師、助手又はその他の職員のうち専ら研究に従事する者
または
③大学共同利用機関法人の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者

大学等

❗ 職務発明要件は不要になりました。

要件

- ①大学若しくは高等専門学校を設置する者
または
②大学共同利用機関法人

承認TLO

要件

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（TLO法）第4条第1項の承認を受けた実施計画に係る同法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業を実施する者

独立行政法人

❗ 職務発明要件は不要になりました。

要件

独立行政法人のうち試験研究に関する業務を行うものであって、以下に掲げるもの

日本医療研究開発機構
情報通信研究機構
酒類総合研究所
造幣局
国立印刷局
国立科学博物館
物質・材料研究機構
防災科学技術研究所
量子科学技術研究開発機構
国立美術館
国立文化財機構
科学技術振興機構
理化学研究所
宇宙航空研究開発機構
日本スポーツ振興センター

海洋研究開発機構
日本原子力研究開発機構
高齢・障害・求職者雇用支援機構
労働者健康安全機構
国立病院機構
医薬基盤・健康・栄養研究所
国立がん研究センター
国立循環器病研究センター
国立精神・神経医療研究センター
国立国際医療研究センター
国立成育医療研究センター
国立長寿医療研究センター
農林水産消費安全技術センター
家畜改良センター
農業・食品産業技術総合研究機構

国際農林水産業研究センター
森林研究・整備機構
水産研究・教育機構
産業技術総合研究所
製品評価技術基盤機構
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
新エネルギー・産業技術総合開発機構
土木研究所
建築研究所
海上・港湾・航空技術研究所
海技教育機構
自動車技術総合機構
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国立環境研究所

試験独法関連TLO

要件

上記試験研究独立行政法人の研究成果に係る特許権等を移転する事業を行う者

公設試験研究機関

❗ 職務発明要件は不要になりました。

要件

公設試験研究機関を設置する者（地方公共団体）

試験研究地方独立行政法人

❗ 職務発明要件は不要になりました。

要件

地方独立行政法人のうち試験研究に関する業務を行う者

措置 内容

<国内出願>

出願審査請求料 : **1/2**に軽減
特許料（1～10年） : **1/2**に軽減

<国際出願>

送付手数料・調査手数料 : **1/2**に軽減
予備審査手数料 : **1/2**に軽減
国際出願手数料 : 納付金額の**1/2**相当額を交付
取扱手数料 : 納付金額の**1/2**相当額を交付

※国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願をする場合に対象となります。

5. 減免申請方法

出願審査請求料・特許料の減免申請

❗ 減免申請書と証明書類の提出は不要になりました。（※特許料1～3年目の免除を申請するときは、特許料納付書を提出しないため減免申請書の提出が必要です。）

出願審査請求書	特許料納付書 (1～3年目分)	特許料納付書 (4年目分)	特許料納付書 (10年目分)
見本 【書類名】 出願審査請求書 【提出日】 年 月 日 【あて先】 特許庁長官殿 【出願の表示】 【出願番号】 特願20XX-XXXXXX 【請求項の数】 X 【請求人】 【識別番号】 XXXXXXXXX 【氏名又は名称】 ○▼株式会社 印 【手数料の表示】 【予納台帳番号】 XXXXXX 【納付金額】 XXXXXX 【手数料に関する特記事項】 特許法施行令第10条第1号に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。	見本 【書類名】 特許料納付書 【提出日】 年 月 日 【あて先】 特許庁長官殿 【出願番号】 特願20XX-XXXXXX 【請求項の数】 X 【特許出願人】 【識別番号】 XXXXXXXXX 【氏名又は名称】 ○▼株式会社 【納付者】 【識別番号】 XXXXXXXXX 【氏名又は名称】 ○▼株式会社 【代表者】 特許 太郎 【納付年分】 第1年分から第3年分 【特許料等に関する特記事項】 特許法施行令第10条第1号に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。 【特許料の表示】 【予納台帳番号】 XXXXXX 【納付金額】 XXXXXX 1～3年分	見本 【書類名】 特許料納付書 【提出日】 年 月 日 【あて先】 特許庁長官殿 【出願番号】 特願20XX-XXXXXX 【特許番号】 特許第 XXXXXXXX 号 【請求項の数】 X 【特許権者】 【識別番号】 XXXXXXXXX 【氏名又は名称】 ○▼株式会社 【納付者】 【識別番号】 XXXXXXXXX 【氏名又は名称】 ○▼株式会社 【代表者】 特許 太郎 【納付年分】 第X年分 【特許料等に関する特記事項】 特許法施行令第10条第1号に掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。 【特許料の表示】 【予納台帳番号】 XXXXXX 【納付金額】 XXXXXX 4～10年分	

➡ 出願審査請求料の減免を受ける際には、【手数料に関する特記事項】に、「**減免を受ける旨及び減免申請書の提出を省略する旨**」を記載します。

➡ 特許料の減免を受ける際には、【特許出願人】又は【特許権者】の欄に、**【住所又は居所】**又は**【識別番号】**、及び**【氏名又は名称】**を記載し、【特許料等に関する特記事項】に、「**減免を受ける旨及び減免申請書の提出を省略する旨**」を記載します。

➡ 共同出願の場合、減免対象者の持分に応じた金額が減免されます。❗ 持分を証する書面の提出は不要になりました。

➡ 減免申請先は、特許庁になります。

❗ 研究開発型中小企業、公設試験研究機関、試験研究地方独立行政法人の減免申請先は経済産業局等から特許庁に変更になります。

申請人

出願審査請求書
／特許料納付書
+特記事項への記入

特許庁

減免を受ける旨の記載内容、共同出願における納付書への記載方法など詳細な減免申請方法は…

特許 減免



で検索！

国際出願に関する手数料の軽減申請

❗ 証明書類の提出は不要になりました。
❗ オンライン手続の場合、軽減申請書の原本（紙）の提出は不要になりました。

願書（オンライン手続） + 軽減申請書のイメージデータ 国際出願時 (送付手数料・調査手数料)	請求書（オンライン手続） + 軽減申請書のイメージデータ 予備審査請求（任意）時 (予備審査手数料)
➡ 国際出願に係る手数料（送付手数料・調査手数料・予備審査手数料）の軽減を受ける際には、願書等の提出と同時に、軽減申請書のイメージデータを提出します。（※オンライン手続の場合）	

国際出願促進交付金の交付申請

❗ 証明書類の提出は不要になりました。

交付申請書 (紙) (国際出願手数料)	交付申請書 (紙) (取扱手数料 (任意))

軽減申請書の作成方法、紙出願の場合の軽減申請方法などは…

国際出願 軽減



で検索！

➡ 国際出願促進交付金とは、『国際出願促進交付金交付要綱』に基づき、**国際出願手数料・取扱手数料**について、納付金額の一部に相当する額を交付するものです。

➡ 国際出願促進交付金の交付申請は、所定の期間内に紙の交付申請書を提出することにより行います。

交付申請書の作成方法など国際出願促進交付金の交付申請方法は…

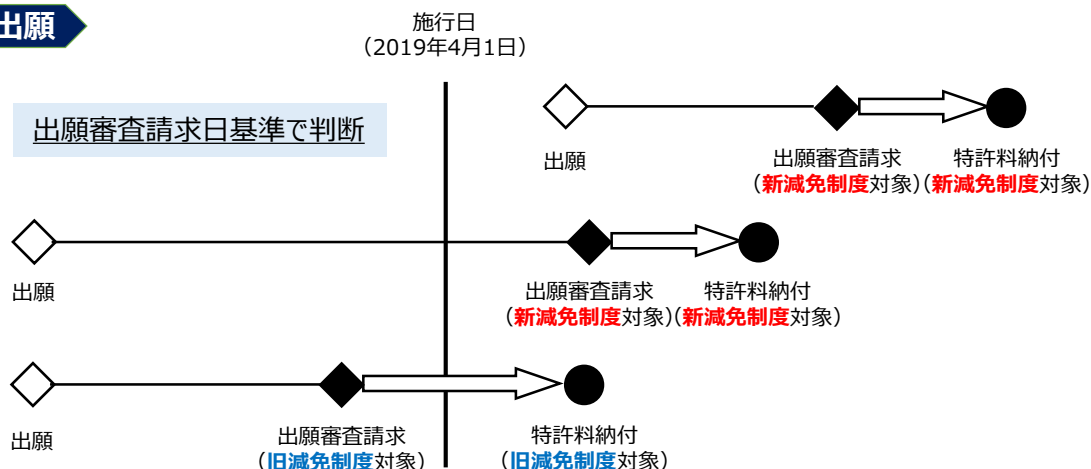
国際出願 交付金



で検索！

6. 新たな減免対象者・新たな減免申請手続の適用関係

国内出願



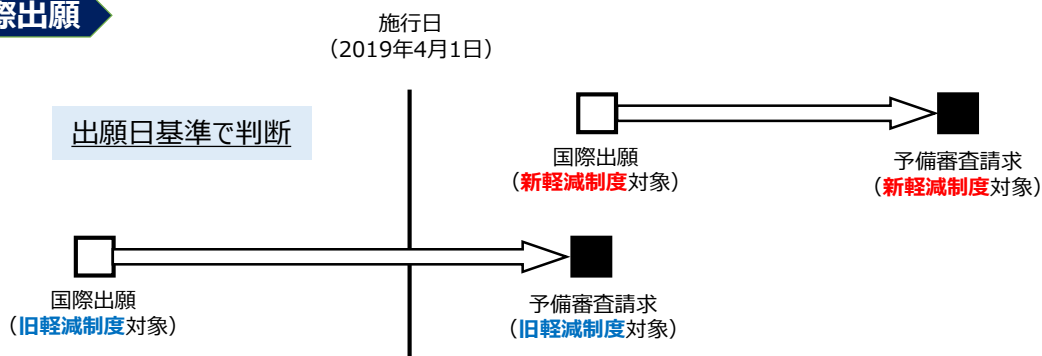
▶ 施行日以降に出願審査請求をした場合には、本パンフレットに記載されている減免制度（**新減免制度**）に基づき、出願審査請求料・特許料に係る減免の適用が判断されます。減免申請手続は、本パンフレットに記載されている減免制度（**新減免制度**）の申請手続に基づき、行うことになります。

▶ 施行日より前に出願審査請求をした場合には、施行日より前に存在している減免制度（**旧減免制度**）に基づき、出願審査請求料・特許料に係る減免の適用が判断されます。減免申請手続は、施行日より前に存在している減免制度（**旧減免制度**）の申請手続に基づき、行うことになります。

例えば、以下の手続が**新減免制度**と異なる点です。

- ・ 研究開発型中小企業・公設試験研究機関・試験研究地方独立行政法人については、軽減申請先が経済産業局等になります。
- ・ 特許料の最初の減免申請について、減免申請書と証明書の提出が必要になります。

国際出願



▶ 施行日以降に国際出願をした場合には、本パンフレットに記載されている軽減制度（**新軽減制度**）に基づき、国際出願に係る手数料（送付手数料・調査手数料）、予備審査請求に係る手数料（予備審査手数料）に関する軽減の適用が判断されます。軽減申請手続は、本パンフレットに記載されている軽減制度（**新軽減制度**）の申請手続に基づき、行うことになります。

▶ 施行日より前に国際出願した場合、施行日より前に存在している軽減制度（**旧軽減制度**）に基づき、国際出願に係る手数料（送付手数料・調査手数料）、予備審査請求に係る手数料（予備審査手数料）に関する軽減の適用が判断されます。よって、施行日より前に国際出願した場合であって、施行日後に行う予備審査請求に係る軽減申請手続も、施行日より前に存在している軽減制度（**旧軽減制度**）の申請手続に基づき、行うことになります。

例えば、以下の手続が**新軽減制度**と異なる点です。

- ・ オンライン手続における軽減申請について、軽減申請書のイメージデータの提出とは別に、紙の軽減申請書と証明書の提出が必要になります。
- ・ 書面手続における軽減申請について、証明書の提出が必要となります。

▶ 『国際出願促進交付金交付要綱』の適用関係については、特許庁ホームページをご参照ください。（「国際出願 交付金」で検索ください。）

このリーフレットについてのお問い合わせ先

特許庁 総務部 総務課 調整班

03-3581-1101 内線2105